

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第1回）会議録

1. 開催日時 令和5年6月28日（水）午後5時54分から午後7時07分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第
 - （1）委嘱状・任命書交付
 - （2）管理者挨拶
 - （3）委員長及び副委員長の選出
 - （4）傍聴及び会議録の取扱い
 - （5）使用料適正化検討委員会設置趣旨説明について
 - （6）柳泉園組合厚生施設指定管理の運営状況について
 - （7）過去の使用料改正経緯について
 - （8）その他

【1. 委嘱状・任命書交付】

- ・柳泉園組合管理者より外部委員に委嘱状を交付。また、柳泉園組合職員に選任通知書を交付。

【2. 管理者挨拶】

管理者 当組合では、ごみ処理及びし尿処理施設のイメージを払拭することを目的として、野球場、テニスコート及び屋外プールといった厚生施設を設置した。また、敷地内の環境を保持していくため、緑地緩衝帯を整備した。

その後、住民からの要望もあり、焼却炉の余熱を利用した温水プールや浴場施設が設置され、住民の方が日常的に利用できる場として親しまれてきた。

今回の課題である厚生施設使用料の検討については、厚生施設の設置の背景や、この時代に即した公平性とサービスの側面を踏まえ、厚生施設の今後のあり方について、課題を投げかけさせていただくこととなる。

委員の皆様においてはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、市民や利用者にとって適切な施設運営ができるよう、御協力お願い申し上げます。

【 3. 委員長及び副委員長の選出】

- ・委員長は柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により互選。副委員長は委員長が指名。

【 4. 傍聴及び会議録の取扱い】

- ＜資料2 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会の傍聴人の取扱要領（案）及び資料3 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会の会議録作成について（案）＞
- ・原案の通り決定。傍聴については、定員は10名までとし、傍聴しようとする者は柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会傍聴届に住所、氏名を記入すること。会議録については次回委員会による委員の確認を経たのち確定し、柳泉園組合ホームページ等にて公開する。また、会議録作成の補助として録音したデータについては、会議録の作成後消去するものとする。

【 5. 使用料適正化検討委員会設置趣旨説明について】

＜資料4 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会設置趣旨説明について＞

事務局 使用料の適正化検討理由は次のとおりである。

- ・プールの大規模改修やテニスコート人工芝化等、設備改修費用の支出増加
- ・物価高による使用料原価の上昇
- ・浴場運営に関わる料金設定の一指標となる東京都公衆浴場入浴料金の改定以上のことから、長年にわたって見直しをされていなかった現行の厚生施設使用料が適正であるか検討をするため、厚生施設使用料適正化検討委員会を設置し、社会経済状況の変化や、受益者負担割合の観点から検討を実施することとする。

委員会における検討期間については令和5年6月下旬から令和6年3月下旬までとする。

＜質問・意見等＞

委員 プールの大規模改修及びテニスコートの人工芝化を行った時期について問う。また、東京都公衆浴場入浴料金はいつ、どのように改定されたのか。

事務局 プールの大規模改修は、平成28年度の10月から3月にかけて行っている。テニスコートの人工芝化は令和2年度の10月から3月にかけて行

った。東京都公衆浴場入浴料金については、現在は500円であるが、令和5年7月1日から520円に改定される。

【6. 柳泉園組合厚生施設指定管理の運営状況について】

＜資料5 柳泉園組合厚生施設指定管理の運営状況について＞

事務局 厚生施設の運営は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間、指定管理者として株式会社オーエンスに委ねている。

この間柳泉園組合は、柳泉園組合厚生施設におけるモニタリング指針により、指定期間内における管理運営の改善指導を行い、指定管理者による適正な管理運営とサービスの向上に努めている。

令和3年度実績においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業や時短営業により利用者数が減少したが、令和4年度実績ではコロナ禍による利用制限等が解消されたことや、指定管理者の運営努力により利用者数が増加した。

＜資料6 指定管理料及び利用料金制度のしくみ＞

指定管理料とは、柳泉園組合から指定管理者に対して支払われる委託料のことであり、管理業務及び自主事業に係る管理経費から、利用者から徴収する利用料金収入等を差し引いた額が基本となる。指定管理者が応募した際に提出した5年間の事業計画により、柳泉園組合が指定管理者と協議して決定している。利用料金とは、厚生施設の利用者が施設を利用する対価として支払う料金のことをいう。

指定管理者は、柳泉園組合からの指定管理料と利用料金等の収入を財源として、施設の運営管理を行っている。この仕組みを利用料金制度という。この仕組みにより指定管理者のインセンティブが高まり、サービスの質や量が向上することで、利用者の増加に繋げられる。

＜質問・意見等＞

なし

【7. 過去の使用料改正経緯について】

＜資料7 厚生施設使用料の改正経緯＞

事務局 野球場は、平成14年4月に学童グラウンドが開設された際に料金改定があり、一般用は、土日祝は1時間1,000円、平日は1時間800円となる。学童用は、土日祝は1時間800円、平日は1時間500円と料金が設定され、現在に至る。

テニスコートは、昭和61年4月の料金改正により、1面あたり土日祝は2時間800円、平日は2時間500円となり、現在も同様の料金体系となっている。

室内プールは昭和61年に開設され、大人2時間400円、子ども2時間200円と料金が設定され、現在に至る。

浴場施設は平成14年に開設され、現在の料金と変わりなく大人500円、子供200円となっている。

トレーニング室は昭和61年に開設され、現在の料金と変わりなく2時間で200円となっている。

会議室は、平成29年度のプール棟の大規模改修後、多目的室1、2及び和室については1時間あたり300円、多目的室3は、面積が他の部屋よりも広いため、1時間あたり500円と設定している。

なお、室内プール及び浴場については、回数券や定期券の取扱いがある。

<質問・意見等>

なし

【8. その他】

<資料8 厚生施設使用料適正化における基本的事項について（案）>

事務局 この件については、第2回委員会以降、「厚生施設使用料適正化における基本的事項」の内容をベースに、「厚生施設使用料適正化における基本方針」を定めていただこうと考えている。その際には、関係市や他団体の類似施設の使用料金体系や、受益者負担の状況、また、基本的事項に基づいて算定した使用料原価などの資料を基に、検討を進めていただきたいと考えている。

<資料9 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会日程表>

第2回委員会の開催日時は8月31日（木）午後6時からとする。

<質問・意見等>

委員 柳泉園組合の浴場施設について、開設当初は無料で開放するという提案があったが、近隣の銭湯や浴場施設等への民業圧迫になってしまうことから、一定の料金を設定したと記憶している。しかしながら、柳泉園組合の浴場施設と銭湯等では施設の設置背景も大きく異なるため、切り離して考えることはできないのか、次回以降の委員会で検討したい。

また、テニスコートに関して、ボールがフェンスを越えて道路に出てしまうことがあると耳にしている。フェンスをもう少し高くするなど、ボールが外に出ないように改修を検討していただきたい。そういった今後の設備改修費用等も考慮しながら、施設使用料の適正化について検討していきたい。

事務局 今後の委員会に関する意見ということで、承知した。

委員 今後の予定に関して質問がある。次回以降の委員会で、原価計算や受益者負担割合の決定が必要となってくるが、それらは同時に行っていくのか。原価計算に関しては客観的な数値の積み上げとなるが、受益者負担割合の決定となると、委員どうしの意見の擦り合わせが重要となってくる。第2回の委員会では、原価計算についての議題が中心となるのか教えていただきたい。

事務局 2回目の委員会では原価計算が中心の議題となる予定である。事務局により算出した原価を委員会で提示しようと考えている。原価の計算にあたっては、過去2年分の実績により算出する予定である。

3回目の委員会において、受益者負担割合の検討を議題とする予定である。その際は、類似団体等における受益者負担割合の状況を調査し、事務局案として資料を提出しようと考えている。

委員 先ほどの事務局の回答で、「原価計算にあたっては過去2年分の実績により算出する」とあったが、「過去2年分」としたのはどのような根拠があるのか。

事務局 指定管理者制度の導入や、コロナ禍による減収等、算入する年によって様々な変化がある。まずは、過去2年分の実績により算出を行ったものをA案として提示し、B案として、過去5年分など、より遡った実績によって算出した値を示したいと考えている。委員会では、事務局により示した

A、B案について審議していただきたいと考える。

委員 何を基準としてA案もしくはB案を採用とするのか、判断が難しいのではないか。

事務局 A、B案の提案に伴い、それぞれの案における考察等も事務局から提示させていただく。それを踏まえて委員の皆様にはご審議いただければと思う。

委員 原価計算に伴い類似施設における状況についても調査するとのことであったが、委員としても比較対象があった方が審議しやすいので、できるだけ詳細な調査内容を提示していただくよう求める。

事務局 承知した。

委員 類似団体と一口に言っても、場所によって値段が大きく異なってくる。特に柳泉園グランドパークのテニスコートは人工芝にも関わらず、他の施設と比較しても安価であると考えている。そういった意味でも、近隣団体の比較が重要であるため、ぜひ調査を行ってほしい。

事務局 承知した。情報収集を行っていく。

委員 調査する類似団体は多摩地域内という認識でよろしいか。

事務局 基本的には近隣の、清瀬市、東久留米市、西東京市、小平市及び東村山市を調査対象にしようと考えている。

委員 このあたりで銭湯は現在何軒ほど営業しているのか。

事務局 関係市内だと、現在は西東京市に2軒、東久留米市に2軒、清瀬市は0軒であると把握している。

委員 これは意見であるが、株式会社オーエンスが指定管理者となり2年ほど経過したが、接客対応や自主事業など、とても良くなっていると感じる。

株式会社オーエンスにおいては、様々な自治体の指定管理者を請け負っていることからノウハウもあるため、ぜひ今後も多様な自主事業を展開していただきたい。

委員長 その他なければ、第1回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上